

○防衛省令第 号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

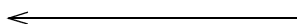
防衛大臣 小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

（案）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになめ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。



改正後

(学生の服制)

第十七条 学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二十二條第一項第二号を除き、以下同じ。）の服制は、別表第五に定めるところによる。

(隊員の採用)

第二十一条 自衛官（法第三十六条の二及び第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。次条第一項において同じ。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官等以外の隊員の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

(試験の方法)

第二十二條 自衛官、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とし、防衛大臣が必要と認める場合には、これらの試験の方法のほか、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、当該各号に定める試験を行うことができる。

改正前

(学生の服制)

第十七条 学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二十二條第三項を除き、以下同じ。）の服制は、別表第五に定めるところによる。

(隊員の採用)

第二十一条 自衛官（法第三十六条の二及び第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

(試験の方法)

第二十二條 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

一 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補 適性検査及び経歴評定 二 防衛大学校の学生 適応能力試験、討議試験及び体力試験 2 自衛官、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官等以外の隊員の採用試験の方法は、筆記試験及び口述試験とする。	2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査及び経歴評定を行うことができる。 3 防衛大学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。
---	---

附 則

この省令は、令和八年 月 日【P】から施行する。

(案)